

昭和六十年国家公安委員会規則第四号
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第一項、第三項、第五項及び第十一項の規定に基づき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 認定（第一条～第五条）
- 第二章 型式の検定（第六条～第十一条の二）
- 第三章 指定試験機関の試験等（第十二条～第十五条）
- 第四章 指定試験機関の指定等（第十六条～第三十条）
- 第五章 雜則（第三十一条～第三十二条）

附則

第一章 認定

（認定申請の手続）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第二項の認定（第二項第二号ロ（3）を除き、以下「認定」という。）を受けようとする者は、別記様式第一号の認定申請書（以下「認定申請書」という。）を営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

前項の規定により認定申請書を提出する場合においては、営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、正副二通の認定申請書を提出しなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所に設置される遊技機について認定申請書を提出するときは、それらの営業所のうちいすれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十三条に規定する遊技機試験を受けた型式に属する遊技機（前号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けた型式による交付された書類（同項の規定による交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

二 法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（前号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けた型式による交付された書類（同項の規定による交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

三 法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（前号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けた型式による交付された書類（同項の規定による交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

書類

（認定申請の手続）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第二項の認定（第二項第二号ロ（3）を除き、以下「認定」という。）を受けようとする者は、別記様式第一号の認定申請書（以下「認定申請書」という。）を営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

前項の規定により認定申請書を提出する場合においては、営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、正副二通の認定申請書を提出しなければならない。この場合において、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所に設置される遊技機について認定申請書を提出するときは、それらの営業所のうちいすれか一の営業所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十三条に規定する遊技機試験を受けた型式に属する遊技機（前号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けた型式による交付された書類（同項の規定による交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

二 法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（前号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けた型式による交付された書類（同項の規定による交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

三 法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機（前号に規定する遊技機を除く。）について認定を受けた型式による交付された書類（同項の規定による交付の日から起算して一年を経過していないものに限る。）

イ 第九条第一項に規定する検定通知書

（甲）の写し

ロ 次のいずれかに該当する者（（2）又は（3）に掲げる者にあつては、次項に規定する要件に適合する者に限る。）が作成した書面で、当該遊技機がイの検定通知書（甲）に係る型式に属するものであることを疎明するもの

（1）当該遊技機の製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。以下同じ。）又は輸入業者

（2）遊技機の保守管理を業とする者又はその従業者（当該事業者が法人である場合にあつては、その従業者に限る。）であつて、遊技機の点検及び取扱いの業務に従事しているもの

（3）法第十条の二第一項の規定による認定を受けた風俗営業者に係る法第二十四条第一項の規定する遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合にあつては、認定申請書に係る遊技機につき次に掲げる書類

（4）法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定に違反して公安委員会の承認を受けずに遊技機の増設、交替その他の変更をした者で、当該行為の日から起算して五年を経過しないもの

（5）偽りその他不正の手段により法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認を受けた者で、当該行為の日から起算して五年を経過しないもの

（6）法第十一条第二項の規定により検定を取消された者（その者が法人である場合にあつては、当該取消しの日の役員であった者）で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（7）（2）から（6）までのいずれかに該当する事業者の従業者

（8）法人である場合にあつては、その役員のうちに（2）から（6）までのいずれに該当する者があるものの従業者

（9）前項第二号ロ（3）に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 公安委員会が遊技機の点検及び取扱いに關し十分な知識及び技能を有し、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる

（10）前号ロ（4）から（6）までのいずれにも該当しない者であること。

（11）前項第二号ロ（2）に掲げる者にあつては、次にいずれにも該当すること。

イ 遊技機の構造図、回路図及び動作原理図ハ 遊技機及び遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類

（12）前号ロ（1）と同一の書類

（13）未成年者

（14）法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

（15）精神機能の障害により遊技機の点検及び取扱いの業務を適正に行うに當たつて行うことができない者

（16）認定申請に係る補正の要求

（17）認定申請に係る試験等

三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八条に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に応じ、それぞれ同条各号に掲げたる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法による試験を受けようとする場合にあつては、同表に定める方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行ふものとする。

（4）法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定に違反して公安委員会の承認を受けずに遊技機の増設、交替その他の変更をした者で、当該行為の日から起算して五年を経過しないもの

（5）偽りその他不正の手段により法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認を受けた者で、当該行為の日から起算して五年を経過しないもの

（6）法第十一条第二項の規定により検定を取消された者（その者が法人である場合にあつては、当該取消しの日の役員であった者）で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（7）（2）から（6）までのいずれかに該当する事業者の従業者

（8）法人である場合にあつては、その役員のうちに（2）から（6）までのいずれに該当する者があるものの従業者

（9）前項第二号ロ（3）に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 公安委員会が遊技機の点検及び取扱いに關し十分な知識及び技能を有し、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる

（10）前号ロ（4）から（6）までのいずれにも該当しない者であること。

（11）前項第二号ロ（2）に掲げる者にあつては、次にいずれにも該当すること。

イ 遊技機の構造図、回路図及び動作原理図ハ 遊技機及び遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類

（12）前号ロ（1）と同一の書類

（13）未成年者

（14）法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

（15）精神機能の障害により遊技機の点検及び取扱いの業務を適正に行うに當たつて行うことができない者

（16）認定申請に係る補正の要求

（17）認定申請に係る試験等

（18）認定申請に係る試験等

（19）認定申請に係る試験等

（20）認定申請に係る試験等

（21）認定申請に係る試験等

（22）認定申請に係る試験等

（23）認定申請に係る試験等

術上の規格に適合している旨の検定を受けた型式（第一項の規定による公示の日から起算して十年を経過しているものを除く。）の名称と判定が著しく困難である場合」とあるのは「又はこれらの書類に虚偽の記載がある場合」と読み替えるものとする。

7 指定試験機関は、型式試験申請書及び第一項の規定により提出された書類（第三十一条の規定によりこれらの中の書類の提出に代えて電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体提出票が提出された場合にあつては、当該電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票）並びに同項の規定により提出された遊技機のうち一台を型式試験が終了した日から六年間保管しなければならない。ただし、型式試験の結果、型式試験申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認められた場合は、この限りでない。

第四章 指定試験機関の指定等

第十六条 法第二十条第五項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 試験事務を行なう事務所の名称及び所在地
三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
五 一般社団法人にあつては、社員の氏名又は名称を記載した書面
六 遊技機試験又は型式試験を実施する者（以下「試験員」という。）の氏名及び経歴を記載した書面
七 試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面
八 試験事務を実施するための機械、器具その他設備（以下「試験設備」という。）の種類及び数を記載した書面

（名称等の変更）

（指定）

第十七条の二 法第二十条第五項の規定による指定は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認められる者について行うものとする。

一 一般社団法人又是一般財團法人であつて、

その役員及び一般社団法人にあつては社員の構成が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 試験員の数が試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な数以上であること。

三 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な種類及び数の試験設備が確保されていること。

四 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。

（役員の選任及び解任）

第十八条 指定試験機関は、役員を選任し、又は認を受けなければならぬ。

（試験事務の義務等）

第十九条 指定試験機関は、遊技機試験又は型式試験を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該試験を行わなければならぬ。

（遊技機試験又は型式試験は、次のいずれかに該当する者に行わせなければならない。）

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学を専攻して卒業した者

専攻して卒業した者

専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、機械工学、電気工学、電子工学、通信工学又は情報工学に関する学科を専攻して卒業した者

（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）

三 國家公安委員会が前二号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

（試験員の選任及び解任）

（選任又は解任の理由）

三 選任の場合にあつては、その者の経歴並びにその者が遊技機試験又は型式試験を行う事務所の名称及び所在地

二 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が前項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面を添付しなければならぬ。

（試験事務規程）

第二十一条 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、國家公安委員会の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。）

一 試験事務の実施の方法に関する事項

二 手数料の収納の方法に関する事項

三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

五 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 試験事務を行う時間及び休日にに関する事項

七 型式試験の結果を記載した書類又はその写しを交付する方法に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

に作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

（遊技機試験申請書に係る遊技機の名称及び製造番号又は型式試験申請書に係る型式の名稱及び試験用の遊技機の製造番号）

一 遊技機試験申請者又は型式試験申請者の氏名又は名称

二 遊技機試験申請書又は型式試験申請書の受理年月日

三 遊技機試験申請書に係る遊技機の名稱及び製造番号又は型式試験申請書に係る型式の名稱及び試験用の遊技機の製造番号

四 遊技機試験又は型式試験の結果を記載した書類を交付した年月日

（電磁的方法による保存）

（報告等）

第二十二条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を國家公安委員会に提出しなければならない。

（解任の勧告）

第二十三条 指定試験機関は、遊技機試験又は型式試験の結果を記載した書類及び次に掲げる事項を記載した帳簿を試験事務を行う事務所ごとに提出しなければならない。

（業務改善の勧告）

第二十四条 国家公安委員会は、試験事務の適正な実施のため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の実施に関する報告書を作成することができる。

（報告等）

第二十五条 国家公安委員会は、指定試験機関の役員又は試験員が試験事務規程に違反した場合その他試験事務の実施に関し不正な行為をした場合において、著しく試験事務の実施に支障が生ずると認めるときは、指定試験機関に対し、当該役員又は試験員の解任を勧告することができる。

（業務改善）

第二十六条 国家公安委員会は、指定試験機関の財産の状況又は試験事務の実施に關し改善が必要であると認めるときは、指定試験機関に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを勧告することができる。

（試験事務の休廃止）

第二十七条 指定試験機関は、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき

は、あらかじめ、国家公安委員会の承認を受けなければならない。

(指定の取消し)

第二十八条 国家公安委員会は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指

定を取り消すことができる。

二 第二十二条又は前条の規定に違反したと

き。

三 第二十五条又は第二十六条の規定による勧

告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

四 第二十五条又は第二十六条の規定による勧

告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 試験事務を適正かつ確實に実施することが

できないと認められるに至ったとき。

四 偽りその他不正の手段により指定を受けた

ことが判明するに至ったとき。

(公安委員会による試験事務の実施)

第二十九条 第二十九条第一項の規定による公示を

した公安委員会は、指定試験機関が第二十七条の承認を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定試験機関が天災その他

の事由により試験事務の全部若しくは一部を実

施することが困難となつた場合において必要が

あると認めるときは、第十二条第二項の規定にかかるらず、試験事務の全部又は一部を自ら行

うものとする。

公安委員会は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同

項の規定により行つてゐる試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示するものとする。この場合に

おいて、検定に係る試験事務についての公示は、官報に登載することにより行うものとする。

(試験事務の引継ぎ等)

第三十条 指定試験機関は、第二十七条の承認を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、第二十八条の規定により指定を取り消されたとき、又は前条第一項の規定により公安委員会が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたときは、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 試験事務を当該公安委員会に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を当該公安委員会に引き継ぐこと。

三 その他当該公安委員会が必要と認める事項

(電磁的記録媒体による手続)

第三十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の

第五章 雜則

1 (施行期日)

八 事業計画書及び収支予算書 第十五条第一項

五 申請書 第十六条第一項

六 定款 第十六条第二項

七 財産目録及び貸借対照表 第十六条第二項

八 事業計画書及び収支予算書 第十六条第二項及び第二十二条第一項

九 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第十六条第二項

十 社員の氏名又は名称を記載した書面 第十六条第二項

十一 試験員の氏名及び経歴を記載した書面 第十六条第二項及び第二十条第一項

十二 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十六条第二項

十三 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十六条第二項

十四 届出書 第二十条第一項

十五 事業報告書及び收支決算書 第二十二条

(特定装置)

第十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第十四条の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物(役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)で電気的動力により作動するものをいいう。以下同じ。)とする。

附 則

この規則は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十六号)の施行の日(昭和六十年二月十三日)から施行する。

附 則

(平成二年八月三一日国家公安委員会規則第六号)抄

1 この規則は、平成二年十月一日から施行する。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第九号)抄

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式に関する規則(以下「遊技機認定規則」という。)第一条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第二十二条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第三条第三項第三号に規定する書類 第十

四 四条第一項

二 遊技機試験申請書 第十四条第一項

三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十

五 五条第一項

四 型式試験申請書 第十五条第一項

五 申請書 第十六条第一項

六 定款 第十六条第二項

七 財産目録及び貸借対照表 第十六条第二項

八 事業計画書及び収支予算書 第十六条第二項及び第二十二条第一項

九 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第十六条第二項

十 社員の氏名又は名称を記載した書面 第十六条第二項

十一 試験員の氏名及び経歴を記載した書面 第十六条第二項及び第二十条第一項

十二 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十六条第二項

十三 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十六条第二項

十四 届出書 第二十条第一項

十五 事業報告書及び收支決算書 第二十二条

(特定装置)

第十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第十四条の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物(役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)で電気的動力により作動するものをいいう。以下同じ。)とする。

附 則

この規則の施行前に係るこの規則の取消し等に関する経過措置

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第一条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第二十二条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第三条第三項第三号に規定する書類 第十

四 四条第一項

二 遊技機試験申請書 第十四条第一項

三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十

五 五条第一項

四 型式試験申請書 第十五条第一項

五 申請書 第十六条第一項

六 定款 第十六条第二項

七 財産目録及び貸借対照表 第十六条第二項

八 事業計画書及び収支予算書 第十五条第一項

九 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第十五条第一項

十 社員の氏名又は名称を記載した書面 第十五条第一項

十一 試験員の氏名及び経歴を記載した書面 第十五条第一項及び第二十条第一項

十二 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十三 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十四 届出書 第二十条第一項

十五 事業報告書及び收支決算書 第二十二条

(特定装置)

第十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第十四条の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物(役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)で電気的動力により作動するものをいいう。以下同じ。)とする。

附 則

この規則の施行前に係るこの規則の取消し等に関する経過措置

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第一条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第二十二条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第三条第三項第三号に規定する書類 第十

四 四条第一項

二 遊技機試験申請書 第十四条第一項

三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十

五 五条第一項

四 型式試験申請書 第十五条第一項

五 申請書 第十六条第一項

六 定款 第十六条第二項

七 財産目録及び貸借対照表 第十六条第二項

八 事業計画書及び収支予算書 第十五条第一項

九 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第十五条第一項

十 社員の氏名又は名称を記載した書面 第十五条第一項

十一 試験員の氏名及び経歴を記載した書面 第十五条第一項及び第二十条第一項

十二 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十三 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十四 届出書 第二十条第一項

十五 事業報告書及び收支決算書 第二十二条

(特定装置)

第十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第十四条の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物(役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)で電気的動力により作動するものをいいう。以下同じ。)とする。

附 則

この規則の施行前に係るこの規則の取消し等に関する経過措置

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第一条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第二十二条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第三条第三項第三号に規定する書類 第十

四 四条第一項

二 遊技機試験申請書 第十四条第一項

三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十

五 五条第一項

四 型式試験申請書 第十五条第一項

五 申請書 第十六条第一項

六 定款 第十六条第二項

七 財産目録及び貸借対照表 第十六条第二項

八 事業計画書及び収支予算書 第十五条第一項

九 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第十五条第一項

十 社員の氏名又は名称を記載した書面 第十五条第一項

十一 試験員の氏名及び経歴を記載した書面 第十五条第一項及び第二十条第一項

十二 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十三 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十四 届出書 第二十条第一項

十五 事業報告書及び收支決算書 第二十二条

(特定装置)

第十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第十四条の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物(役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)で電気的動力により作動するものをいいう。以下同じ。)とする。

附 則

この規則の施行前に係るこの規則の取消し等に関する経過措置

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

(平成六年三月四日国家公安委員会規則第五号)抄

1 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第一条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第二十二条第一項の認定申請書に係る遊技機の認定を受けている遊技機及び現に公安委員会に提出されている遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定規則」といいう。)第三条第三項第三号に規定する書類 第十

四 四条第一項

二 遊技機試験申請書 第十四条第一項

三 第七条第二項第六号に規定する書類 第十

五 五条第一項

四 型式試験申請書 第十五条第一項

五 申請書 第十六条第一項

六 定款 第十六条第二項

七 財産目録及び貸借対照表 第十六条第二項

八 事業計画書及び収支予算書 第十五条第一項

九 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 第十五条第一項

十 社員の氏名又は名称を記載した書面 第十五条第一項

十一 試験員の氏名及び経歴を記載した書面 第十五条第一項及び第二十条第一項

十二 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十三 試験設備の種類及び数を記載した書面 第十五条第一項

十四 届出書 第二十条第一項

十五 事業報告書及び收支決算書 第二十二条

(特定装置)

第十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第十四条の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物(役物(入賞を容易にするための特別の装置をいう。以下同じ。)で電気的動力により作動するものをいいう。以下同じ。)とする。

う。)以後に前項の規定によりなお從前の例によることとされる遊技機試験を受けた遊技機若しくは前項若しくは次項の規定によりなお從前の例によることとされる検定を受けた型式による遊技機についての認定については、なお從前の例による。

この規則の施行前に型式試験を受けた型式又は施行日以後に附則第二項の規定によりなお從前の例によることとされる検定を受けた型式式についての検定については、なお從前の例による。

この規則の施行の際現に受けている検定及び施行日以後に附則第二項又は前項の規定によりなお從前の例によることとされる検定の取消しについては、改正後の遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「新規則」という)第十一条の規定にかかわらず、なお從前の例による。

この規則の施行前に旧規則第十一条第一項の規定によりされた検定の取消し及び前項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にされた検定の取消しは、新規則第七条第二項第一号の規定の適用については、新規則第十一条第二項の規定による検定の取消しとみなす。

新規則第十一条の二の規定は、この規則の施行の際現に検定を受けている型式に属する遊技機及び施行日以後に附則第二項又は第四項の規定によりなお從前の例によることとされる検定を受けた型式に属する遊技機については、適用しない。

附 則 (平成一〇年七月二九日国家公安委員会規則第一二号)
委員会規則第一二号抄
(施行期日)
この規則は、平成十年八月一日から施行する。
(経過措置)

この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車

の保管場所の確保等に関する法律施行規則、昇力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお一ヶ月間、これを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成一九年三月三一日国家公安全委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日国家公安全委員会規則第八号）

この規則は、地方分権の推進を図るための關係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一月三〇日国家公安全委員会規則第一号）抄
(施行期日)

（施行期日）
この規則は、平成十六年七月一日から施行する。
(遊技機の変更の承認に関する経過措置)
この規則の施行の際現に施行規則第十七条第一項の変更承認申請書を公安委員会に提出している者に対する法第二十条第十項で準用する法第九条第一項の承認（以下単に「承認」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお從前の例による。

（遊技機の規制に関する経過措置）
この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第一項の認定（以

下單に「認定」という。)を受けたもの又は同条第四項の検定(以下単に「検定」という。)を受けた型式に属するものに限る。)に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日(以下単に「公示の日」という。)から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

(遊技機の認定に関する経過措置)

次の各号に掲げる遊技機に関する法第二十一条第二項に規定する同条第一項の基準については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機

二 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公安委員会に提出された遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の遊技機試験を受けたもの

三 この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されていいる遊技機規則第十四条第一項の遊技機試験申請書に係る遊技機(遊技機の型式の検定に関する経過措置)

四 次の各号に掲げる遊技機の型式に関する法第二十条第三項の技術上の規格については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式

二 施行日以後に公安委員会に提出された遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の型式試験を受けたもの

三 この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されていいる遊技機規則第十五条第一項の型式試験申請書に係る型式(施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置)

7 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従つてされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第三項の技術上の規格に従つてされた検定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日(以下単に「公示の日」という。)から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

一 許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準についてでは、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

二 この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項第一号の遊技機若しくは前項第一号の型式に属する遊技機認定を受けた日又は検定の公示の日

三 附則第五項第三号の遊技機又は前項第三号の型式に属する遊技機施行日

四 附則第五項第三号の遊技機又は前項第三号の型式に属する遊技機遊技機規則第十四条第三項又は遊技機規則第十五条第四項の書類の交付の日

五 前項柱書に掲げる遊技機に係る施行規則第七条第一項の変更承認申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する承認に関する法第四条第四項の基準については、前項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

(認定及び検定の効力に関する経過措置)

六 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従つてされた許可又は承認に係る遊技機に関する法第二十条第一項の基準については、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

(許可の取消し等に関する経過措置)

七 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされた場合における施行日以後にした行為に係るこの

自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律
施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律
施行規則、インターネット異性紹介事業
を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する
法律施行規則、配偶者からの暴力等による被
害を自ら防止するための警察本部長等による援
助に関する規則、確認事務の委託の手續等に関する
規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契
約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する
規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に
関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による收
益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務
の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項
の規定に基づく警察職員の職務等に関する規
則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する
規則、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催
に関する事務の一部を行わせることができる者の
指定に関する規則、行方不明者発見活動に関

前項に規定する者等に關ての未だ轉運登記等に付する講習等に関する規則、外國等の行政官等の免許等による翻訳文等を作成する能力を有する法人の指定に關する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に關する規則、特定物質の運搬の届出等に關する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に關する規則、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく警察廳長官の意見の陳述等の実施に關する規則、運転免許取得者の教育の認定に關する規則、ストーカー行為等の規制等に關する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に關する法律の規定に基づく意見の陳述等の見聞に關する規則、自走式モビリティ用の

推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に
に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する
法律施行規則、暴力団員による不当な行為の
防止等に関する法律施行規則、暴力団員によ
る不当な行為の防止等に関する法律の規定に基
づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委
員に関する規則、暴力追放運動推進センターに
に関する規則、交通事故調査分析センターに
する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定
に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の
型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教
習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技
能検定員等資格に関する規則、重犯免許手続規

附 貝（今和元年一〇月二十四日國家公安委員會規則第八号）抄

施行期日)の規則は、成年被後見人

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

員会規則第七号
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和二年二月二八日国家公安

(三) 第二回規則委員会

(旅行期日)

(經過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されてい る書類は、当分の間、この規則による改正後の 様式によるものとみなす。

2 様式によるものとみなす
旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年一二月二十五日国家公安委員会規則第一五号）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)

(経過措置)
第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されていて

別記様式第1号（第1条関係）

別記様式第2号（第1条、第7条関係）

その他の 機器の種類	製造業 区分	区分名	機器 区分	機器 区分名	台数	備考
電気機器	電気機器	電気機器	電気機器	電気機器	1	
機械器具	機械器具	機械器具	機械器具	機械器具	1	
運搬機械	運搬機械	運搬機械	運搬機械	運搬機械	1	
測定機器	測定機器	測定機器	測定機器	測定機器	1	
その他機器	その他機器	その他機器	その他機器	その他機器	1	

備考 1 役抑制には、記載しないこと。
 2 その後の「備考」の欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 用語の大書きは、日本産業規格あるとすること。

(1)「東京マラソン」といふ、入賞により優勝する選手を受けに払ひいた時の表記をなす。

(2)「山崎マラソン王」といふ、1時間以内で走破せた選手の冠位のうち獲得する選手の数と競争の順位を示す。

(3)「山崎マラソン王」の略称で、優勝した選手の冠位のうち獲得する選手の数と競争の順位を示す。

(4)「山崎マラソン王」といふ、1時間以内で走破せた選手の冠位のうち獲得する選手の数と競争の順位を示す。

(5)「山崎マラソン王」といふ、1時間以内で走破せた選手の冠位のうち獲得する選手の数と競争の順位を示す。

(6)「名物マラソン」といふ、10年に及ぶ走破セリセ選手によるマラソン技術の高さからその名を冠するものとの場合をいわす。

(7)「東京マラソン王」といふ、10年内で走破せた選手によるマラソン技術の高さからその名を冠する場合をいわす。

(注7) 「入賞口」とは、発物に係る入賞口(没物が作動した場合に開けられ又は拡大する入賞口をいう。以下この別記様式において同じ。)以下の入賞口をいう。

くことができないその他の構造

小 裝 置	普通電動役物が作動すること となる医薬の組合せ
-------------	----------------------------

(注9) 「[M]」とは、別要部4(i)の「及びト」のMをいう。(「物語連続作動文書作成時」欄において同じ。)

(注10) 「[MH]」とは、別要部4(i)のHのMHをいう。

(注11) 「[ML]」とは、別要部4(i)のHのMLをいう。

(注12) 「[N]」とは、別要部4(i)の「及びト」のNをいう。

(注13) 「[R]」とは、別要部4(i)のRのRをいう。

(注14) 「[S]」とは、別要部4(i)のSのSをいう。

(注15) 「大入賞口」欄の「特定の領域」とは、条件表單の作動に係る大入賞口を有する部分を意味する。」

(学年)	主な特徴
幼稚園	社会性の発達
小学校低学年	社会的行動の確立
小学校高学年	社会的行動の規範化
中学校	社会的行動の内面化
高校	社会的行動の自己決定
大学	社会的行動の自己実現
社会人	社会的行動の社会貢献
高齢者	社会的行動の自己肯定

(注)①「専門職の職業倫理」欄、「専門職の職業倫理」上は、専門職が知能・大脳・精神・感情の発達段階における社会的行動を示すものである。②「専門職の職業倫理」欄、「専門職の職業倫理」上は、専門職が社会的行動を示すときの「専門職ら認証する職業倫理」の範囲が示すものである。

その3 基板の型式を特徴するための 番号、記号の並び順	
基板の寸法	
入力部	信号名+端子 端子の位置
出力部	信号名+端子 端子の位置
接続端子用 名前	
に接続する部品 の名前	月 由 とする要請 無条件
備考	

備考 1 所定の様に記載し残ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

(第2) 「遊技メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技メダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。

(注10) 「演説家出走」とは、6,000m級の道速において獲得された選手メダル等の数のうち第一種特別登録の登録によるものの割合をいう(以下「シミュレーション試験」欄において同じ)。

(社12) 「再遊技に係る国議の組合会」とは、再遊技を行なうことができるところによる國議の組合会をいう(以下「再遊技に係る競技場の組合会及び(社13)「再遊技に係る國議の組合会が表示された場合の選題」とは、遊技に係る國議の組合会が表示された時から當該遊技の組合会による競技場の組合会をさむる。この中の競技の種類をも含む。

1. **NAME OF THE INVESTIGATOR**
Dr. [REDACTED]

第二種特別役物の作動に欠くことができないその他の構造

(その) 基 本 教 材 名 題 名 入力 登 録 出 力 登 録 選 択 開 始 時 間	必 要 な 方 号 題 名 自 由 号 の 部 子 子 母 母 部 部 名 氏 名 月 令 使 各 外 備 考
---	--

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本企画規格A4とすること。

2 用紙の大きさは、日本文書規格A4とすること。

別記様式第4号（第1条、第7条関係）

(注2)「10時間出玉率」とは、10時間の遊びにおいて使用した遊技メダル等の枚数のうち獲得する遊技メダル等の枚数の割合をいう。

(注3)「4時間出玉率」とは、4時間の遊びにおいて使用した遊技メダル等の枚数のうち獲得する遊技メダル等の枚数の割合をいう。

(注4)「1時間出玉率」とは、1時間の遊びにおいて使用した遊技メダル等の枚数のうち獲得する遊技メダル等の枚数の割合をいう。

(注5) 「投物率」とは、10時間の競技において獲得する競技メダル等
個数のうち投物及び得点増加競争の件数によるものの底の割合を
いう。

(注6) 「入賞認明」とは、入賞認明表示装置に係る認明をいう（以下この規則模式において同じ）。

名	田 食
性	内向型
人	人間
内	内向的
外	外向的
特	伴侶や親類との行動に従事 対人関係の行動に従事
才	対人関係の行動に従事
愛	対人関係の行動に従事
要	対人関係の行動に従事
便	対人関係の行動に従事
用	対人関係の行動に従事
品	対人関係の行動に従事

別記様式第5号（第1条、第7条関係）

(その2)	
基	基板の形状を拘束するための 基準、記号の総合的符号
製造会社の名前	はるか
入力番号	馬の頭翼
出力番号	馬の頭脚
上級者用	馬の頭心
下級者用	馬の頭身
上級者用	馬の頭脚
下級者用	馬の頭心
上級者用	馬の頭身
下級者用	馬の頭脚
調	馬の頭心
考	馬の頭身

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを付すこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

(6)その他
財政基盤の強化のために負担する 税金等の増額を実現する方針
税金等の増額
財政基盤の強化のためには、 財政収支マージンによる アライアンスの強化
財政基盤の強化のためには、 ことができるないその他の構 成
税金等
税金等
財政基盤の強化のためには、 ことができるないその他の構 成のアライアンスによる財政 収支マージンによるアライ アンスの強化
各会員企業の強化のためには、 ことができるないその他の構 成のアライアンスによる財政 収支マージンによるアライ アンスの強化
各会員企業の強化のためには、 ことができるないその他の構 成のアライアンスによる財政 収支マージンによるアライ アンスの強化
各会員企業の強化のためには、 ことができるないその他の構 成のアライアンスによる財政 収支マージンによるアライ アンスの強化
各会員企業の強化のためには、 ことができるないその他の構 成のアライアンスによる財政 収支マージンによるアライ アンスの強化

作業の範囲	生産 販売 企画 内部の監査
導入の理由	生産管理部門の内勤に係る 物資の在庫管理の効率化による 生産性の向上
導入の目的	販売部門の内勤に係る 販売又は販路の効率化による 生産性の向上
実施場所	生産部門の内勤に係る 販売又は販路の効率化による 生産性の向上
導入の方法	プログラム
導入の効果	生産部門の内勤に係る 物資の在庫管理の効率化による 生産性の向上
導入の問題	生産 販売 企画 内部の監査
導入の予算	初期費用 運営費用 人件費

（次回）	
選択項目の変更ボタン	
登録	
登録履歴登録	
ログイン	
ログアウト	
専用商品	
標準	
マイク	
音楽	
アーティスト	
セレブ	
その他	
R	登録
O	登録履歴
M	専用商品
	標準
	マイク
	音楽
	アーティスト
	セレブ
	その他
	商品名
	商品ID
	登録ID
RWM	登録
	登録履歴
	商品登録
	登録ID登録
	登録ID確認
	登録商品登録
	登録ID登録
	登録商品登録
	登録ID登録
日本語	日本語
英語	英語
一覧	一覧

(その⑨)	
基準の範囲を拘束するための 事号、記号その他の符号	
製品の名前は日本語	
入力信号	音量の強度 音量の強度
出力信号	音量の強度 音量の強度
選択用の選用 に操作が必要	名前 設置 モード モード
調 査	被験条件

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 国外のセイは日本演習教材 A-4 とすること。

別記様式第6号（第3条関係）

備考 用紙の大きさは、日本楽譜規格A4とすること。

別記様式第7号（第3条関係）

別記様式第8号（第5条関係）

別記様式第9号（第7条関係）

新規登録第8号(第2種登録)		登録情報		登録情報	
		登録番号	登録日付	登録者名	登録者性別
扶助・申請書					
医療機関の施設又は医師の直近に開院する医療機関の第4種の医療機関を より医療を受ける権利を申請します。					
年月日					
公認医会員登録					
申請番号: 佐藤義人(佐藤義人)					
<p>(ふりがな) 氏名 又は 本名</p> <p>(性) 性別 () 周 年</p> <p>(ふりがな) 法人によってて その代表者の姓氏 数式又は略称を行 う場合は、必ず記入</p>					
<p>既往歴の履歴</p> <p>既往歴 病歴</p> <p>既往歴 病名</p> <p>既往歴 病名</p>					
<p>既往歴 病歴</p> <p>既往歴 病名</p>					

備考

- 1 形印欄には、記載しないこと。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

別記様式第10号（第7条の2関係）

記入欄		申告欄	
被申告者(本名)(第2条の2関係)		申告事項	
性別		年齢	
年齢		出生地	
出生地		既往歴	
既往歴		連絡先	
連絡先		申告事由	
被申告者の本名又は登録名			
被申告者の性別			
被申告者の年齢			
被申告者の出生地			
被申告者の既往歴			
被申告者の連絡先			
被申告者の申告事由			
被申告者の本名又は登録名			
被申告者の性別			
被申告者の年齢			
被申告者の出生地			
被申告者の既往歴			
被申告者の連絡先			
被申告者の申告事由			

備考 1 登印欄には、記載しないこと。
2 所定の欄に記載し得ないとときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第11号（第7条の2関係）

別記登録第11号(第7条の2関係)(平成12年1月1日~毎年、令和元年1月1日~令和2年)	
確 認 延 期 書	
文 材 署 号	
文 材 年 月 日	平 月 日
民 各 名 称	
社 西	
個人にあつては、 その代表者の名前	
製造者は株式会社行 事業所の所在地	
製造法による運送機関	
上記は、被験物の取扱い規則の規定等に関する別記第7条の2に基づく 規則を受けたものであることを記す。	
年 月 日	

別記様式第12号（第7条の2関係）

(略)
注意事項
1. 説明書の記載及び誓式の施行に際する委嘱手帳の手書き欄の規定による記入をすること。
2. 既に2回の誓式により結婚登録を受けた者が再び2回目の誓式により結婚登録を受けたとき、既婚者登録及び既式の既定登録に係る既婚者手帳の提出による届出をなしたときは、既婚者登録が2回目である旨の記載をし、既婚登録手帳に記載する際は、既婚登録手帳の提出による届出をなしたことを記載する。
3. この結婚書式及び既式の既定登録に係る既婚者手帳の提出による届出をなしたとき、既婚登録手帳に既婚登録手帳の提出による届出をなしたことを記載する。
4. この結婚書式に付し、眞印し、交付し、又は署名したときは、運送中に公文書員に預けなくてはならぬこと。

備考 用紙の大きさは、日本文葉規格A4とすること。

別記様式第13号（第7条の2関係）

(略)
扶養手帳 扶養月日 扶養場 扶養期
扶養手帳及び既式の既定登録に係る既婚者手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日

備考 1. 令印欄には、記載しないこと。
2. (交付手記) 様には、支度月日ごとに区分して記載すること。
3. (支度事項) 様には、支度月日ごとに区分して記載すること。
4. 手形の欄に記載し得ないときは、別途に記載の上、これを添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本文葉規格A4とすること。

別記様式第14号（第7条の2関係）

(略)
扶養手帳 扶養月日 扶養場 扶養期
扶養手帳及び既式の既定登録に係る既婚者手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日

備考 1. 令印欄には、記載しないこと。
2. (支度事項) 様には、支度月日ごとに区分して記載すること。
3. 手形の欄に記載し得ないときは、別途に記載の上、これを添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本文葉規格A4とすること。

(略)
扶養手帳 扶養月日 扶養場 扶養期
扶養手帳及び既式の既定登録に係る既婚者手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日
扶養登録手帳 扶養登録手帳の提出による届出をします。 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本文葉規格A4とすること。

支那通報第15号(英語表題) (中華人民共和国、外國の政治、経済、文化等)	第 一 卷 年 月 日
所	
試験令 公査委員会 図	
該機関の規定試験令と本試験令とを比較する場合の概要により試験令を解説する。各項目は該機関の規定試験令と同様に記載する。各項目は該機関の規定試験令と同様に記載する。	
記	
申請者の氏名又は 名前及び住所	
法人としてのもの の名称及び住所	
測定機器・装置	
測定機器・装置	大 6
其の種類	製造者または 販売者
再試験を命ぜる理由	
顧客の力 法	
顧客の商標	
備考欄	
備考欄	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙第17号(新規会員登録)(付)の記入欄(1~3項、会員登録欄)一覧	
第 一 年 月 日	
公安局長	
公 安 委 員 会 (二)	
被 定 罪 名 款 (二)	
下記の被定罪名の表示によって既に被定罪名が記載された場合は 該該被定罪名を記載せらる。行かたれ、該該被定罪名及び既報の被定罪名 開示する旨を記載し又は新規に記載することを特許する。	
記	
申告者の氏名又は 姓 名 及 び 住 所	
内 衆 事 務 の 地 名	
被定罪名の範囲	
開示の式、地名	
被 定 罪 名 款	
定 期 訴 合 令	
控 理 上 の 類 别	
通 告 に お け る と 認 め ら れ な い 場 合	
備 考、用語の意味等、日本語訳文を記入すること。	

参考 用紙の大きさは、日本版从属格入をすること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 用紙の大きさは、日本箇算規格A4とすること。

写 真	賞 勝 氏 名	序 号
上記の事項、選手権の賞状及び賞品の授与に関する要項第11条第2項 第選手の成績により優秀賞を授与する旨を記載する。		
年 月 日	公査委員会 田	
65-6		

備考 説明の長さの単位は、ミリメートルとする。

別表第1 試験の方法（第2条、第8条、第14条、第15条関係）

試験は、次に定めるところにより行う

二 「周辺基板」とは、主基板以外の基板で、配線を相互に接続するための電子部品のみが装着されたもの以外のものをいう。

件名	法規式第22号(第1回定期)
対象の取扱い業者	電気的記録媒体出店
規制の種別	第1回第1項 第2回第1項 第3回第1項 第4回第1項 第5回第1項 第6回第1項 第7回第1項 第8回第1項 第9回第1項 第10回第1項 第11回第1項 第12回第1項
適用する規定	出店すべき業者に課すこととされる事項を正しく定めた電気的記録媒体出店における規制の適用
本部における電気的記録媒体出店された事項は、事前に審査せらるべと定められません。	
提出書類	年 日 月
提出者の氏名又は名称及び住所	
1 電気的記録媒体に記された事項	
2 電気的記録媒体上で表示される事項	
備考	
1) 「電気的記録媒体に記された事項」の範囲は、電気的記録媒体に記入してある事項を意味するものとし、2) 2回以上の定期的な規制の適用を受けた場合、その規制を受けることとされると、電気的記録媒体にごとに規制を負うと、その規制ごとに記入する事項を記入せらるべと定められました。	
2) 「電気的記録媒体上で表示せらるべ事項」の範囲は、本規制で記載されている電気的記録媒体に記入する事項の範囲を意味するものとし、2) 2回以上の定期的な規制の適用を受けた場合、その規制を記載せらるべと定められました。	
3) 当該の文書は、複数枚提出することと定められました。	
4) ご担当の部署は、総務部でありますことを、	

(2) 対比照合審査
認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書又は型式試験申請書及びこれらに添付しなければならない書類に記載された申請に係る遊技機の構造、材質及び性能の内容（以下「申請に係る遊技機の構造、材質及び性能」という。）が技術上の規格に適合しているか否かを審査する。

申請に係る遊技機の構造、材質及び性能と試験に係る遊技機（遊技機の型式に関する検定に係る試験にあつては、試験用の遊技機。（3）において同じ。）とを対比照合する。

（3）遊技機の試験

試験に係る遊技機について、申請に係る遊技機の構造、材質及び性能を有しているか否か並びに技術上の規格に適合しているか否かを実地に試験する。

(第2回 技術上の規格における用語の意味 第二節 人間関係)

1) 複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味

第6条に規定する技術上の規格に關し複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味は、次のとおりとする。

イ 「主基板」とは、遊技の結果に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある機能を有する基板で、配線を相互に接続するための電子部品のみが装着されたもの以外のものをいふ。

「福音基板」とは、主基板のうち、バイオニアの「福音基板」の構成する集積回路をいう。(又は、ロブプロセッサー(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。)又は、リードオンリーメモリー(以下次表及び別表第9において「ロム」という。)が装着されていないものをいう。

「遊技球等貸出装置接続端子板」とは、遊技機端子板のうち、遊技機外の遊技メダル又は遊技球(以下この表、次表、別表第5、別表第6及び別表第7において「遊技メダル等」という。)を貸し出すための信号を送信する機械又は装置と遊技機との間の配線と、遊技機内の配線とを接続するためのものをいう。

別表第2 技術上の規格における用語の意味（第6条関係）

二 「周辺基板」とは、主基板以外の基板で、配線を相互に接続するための電子部品のみが装着されたもの以外のものをいう。

三 「中継端子板」とは、遊技機端子板のうち、遊技機内の配線を相互に接続するためのものをいう。

四 「外部端子板」とは、遊技機端子板のうち、遊技機外の機械又は装置（遊技メダル等を貸し出すための信号を送信するものを除く。）と遊技機との間の配線と、遊技機内の配線とを接続するためのものをいう。

五 「遊技球」とは、遊技の用に供する玉をいう。

六 「遊技機端子板」とは、配線を相互に接続するための信号を送信するものを装着された基板をいう。

七 「遊技くぎ」とは、遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置で、くぎ状のものをいう。

八 「風車」とは、遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置で、羽根車状のものをいう。

九 「遊技盤」とは、遊技盤に用いられる板をいう。

十 「遊技盤の枠」とは、遊技盤を固定するための遊技盤の外枠をいう。

十一 「遊技メダル」とは、遊技の用に供するメダルをいう。

十二 「遊技盤装置」とは、遊技機に投入された遊技メダル及び遊技により獲得された遊技メダルを貯留することにより、遊技者が、新たに遊技機に遊技メダルを投入することなく、ボタンその他の装置の操作により、当該貯留に係る遊技メダルの中からあらかじめ定められた数の遊技メダルを順次遊技の用に供することができる装置となる。

十三 「遊技メダル数表示装置」とは、遊技メダルの貸出若しくは入賞による獲得又は遊技メダルを遊技の用に供することを電磁的方法のみにより行う遊技機に備えられる装置であつて、遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方法で、遊技機に投入された遊技メダルと遊技により獲得された遊技メダルの総数から当該遊技の用に供されたものの総数を減じた数を電磁的方法により記録することができるものをいう。

により記録し、表示することができるもの

をいう。

「設定変更装置」とは、設定を切り替え

る装置で、遊技機に備えられたボタン、レ

バーその他の装置の操作により作動するも

のをいう。

(2) ばらんこ遊技機に係る用語の意味

第6条第1号に掲げるばらんこ遊技機に係

る用語の意味は、(1)に掲げるもののほか

次のとおりとする。

イ 「第1種非電動役物」とは、電動役物以

外の役物のうち、大入賞口以外の入賞口の

入口を拡大するもので、遊技球が当該入賞

口に入賞した場合に作動するものをいう。

ロ 「最大入賞数」とは、役物の1回の作動

によりその入口が開き、又は拡大した入賞

口に入賞する遊技球の数の最大値をいう。

ハ 「第2種非電動役物」とは、電動役物以

外の役物のうち、大入賞口以外の入賞口の

入口を開き、又は拡大するもので、遊技球

が当該入賞口以外の特定の入賞口に入賞

し、又は特定のゲートを通過した場合に作

動するものをいう。

二 「大入賞口」とは、入賞口のうち、役物

が作動した場合に著しく入賞が容易になる

ものをいう。

ホ 「普通電動役物」とは、電動役物のうち、

大入賞口以外の入賞口の入口を開き、又は

拡大するもので、遊技球が特定の入賞口に

入賞し、若しくは特定のゲートを通過し、

又は特定の図柄の組合せを表示された場合

に作動するものをいう。

ト 「特別電動役物」とは、電動役物のうち、

大入賞口の入口を開き、又は拡大するもの

をいう。

チ 「役物連続作動装置」とは、特別電動役

物を連続して作動させることができる特別

の装置をいう。

リ 「条件装置」とは、その作動が役物連続

作動装置の作動に必要な条件とされている

装置で、特定の図柄の組合せが表示され、

又は遊技球(役物連続作動装置が作動して

いる時にその入口が開き、又は拡大した大

入賞口に入賞したもの)を除く。)が大入賞

口内の特定の領域を通過した場合に作動す

るものをいう。

ヌ 「特別図柄表示装置」とは、特別電動役

物及び条件装置が作動することとなる図柄

の組合せを表示するための装置をいう。

ル 「始動口」とは、あらかじめ定められた

1の特別電動役物又はあらかじめ定められ

た1の特別図柄表示装置のいずれかを作動

させることとなる遊技球の入賞に係る入賞

口をいう。

ヲ 「作動確率」とは、条件装置が作動する確率

をいう。

メ 「受け皿」とは、作動確率の組合せをいう。

カ 「保留装置」とは、遊技球を保留した後

大入賞口以外の入賞口に向けて落下させる

ための装置をいう。

タ 「受け皿」とは、入賞により獲得された

遊技球その他遊技盤上の遊技球以外の遊技

球を受けるための装置をいう。

ハ 「遊技球数表示装置」とは、遊技者が遊

技球に触れることができない構造を有する

遊技機に備えられる装置であつて、遊技者

が発射させることができる遊技球の総数を

電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。

(3) 回胴式遊技機に係る用語の意味

ヨ 「受け皿」とは、入賞により獲得された

遊技球その他の遊技盤上の遊技球以外の遊

技球を受けけるための装置をいう。

タ 「遊技球数表示装置」とは、遊技盤上の遊

球を受けるための装置をいう。

メ 「受け皿」とは、遊技盤上の遊技球を受ける

ための装置をいう。

ハ 「得点増加装置」とは、入賞により獲得

された遊技メダル等の数を増加させる装置

回得るために投入をする必要がある遊技メ

ダル等の数として遊技の種類ごとに定めら

れたものをいう。(3)ト、リ及び別表第

5において同じ。)に応じた入賞・再遊技

かじめ定められたものが表示されることを

いう。

ヌ 「条件装置」とは、その作動が入賞、再

遊技、役物又は役物連続作動装置の作動に係

る条件とされている装置で、遊技機内で行

われる電子計算機によるくじ(以下この

表、別表第3及び別表第5において「内部

抽せん」という。)に当せんした場合に作

動するものをいう。

メ 「設定」とは、規定数(遊技の結果を1

こととなる図柄の組合せが表示される

こと)と異なる特定の図柄の組合せを

表示するための装置をいう。

ト 「第1種特別役物」とは、規定数ごとの入賞

に係る図柄の組合せの数を増加させ、又は規

定数ごとの入賞に係る条件装置が作動する

確率を上昇させる役物で、あらかじめ定められた場合に作動し1回まで作動を

繰り返すことができる遊技の結果が得られるまで作動を

継続することができるものをいう。

チ 「役物連続作動装置」とは、第1種特別

役物又は第2種特別役物を連続して作動さ

せることができる装置で、特定の図柄の組

合せが表示された場合に作動を終了するもの

をいだ。

リ 「普通役物」とは、規定数ごとの入賞に

係る図柄の組合せの数を増加させ、又は規

定数ごとの入賞に係る条件装置が作動する

確率を上昇させる役物で、特定の図柄の組

合せが表示された場合に作動し1回の遊技

の結果が得られた場合に作動を終了するこ

ととされているものをいう。

ヌ 「第2種特別役物」とは、内部抽せんの

結果にかかるわらず入賞に係る条件装置を作

動させることとなる役物で、あらかじめ定められた場合に作動し1回の遊技の結果が得られた場合に作動を終了するもの

をいだ。

ル 「遊技機の枠」とは、回胴の回転軸を固

定するための遊技機の外枠をいう。

メ 「受け皿」とは、入賞により獲得された

等以外の遊技メダル等を受けるための装置

をいう。ただし、遊技球のみを投入して遊

技を行なう遊技機にあっては、入賞により獲

得された遊技球その他の遊技球を受けるた

めの装置をいう。

(4) アレンジボール遊技機に係る用語の意味

メ 第6条第3号に掲げるアレンジボール遊技

機に係る用語の意味は、(1)に掲げるもの

のほか、次のとおりとする。

イ 「入賞」とは、遊技メダル等を獲得する

ため必要な特定の図柄の組合せが表示され

ることをいう。

ロ 「得点増加装置」とは、入賞により獲得

された遊技メダル等の数を増加させる装置

に入り、若しくはゲートを通して遊技球が特定の入球口に入り、又は特

定のゲートを通過した場合に作動するもの

をいう。

ハ 「入賞図柄表示装置」とは、入賞に係る

図柄の組合せを表示するための装置をい

う。

二 「誘導增加装置」とは、遊技球が入球口

に入り、若しくはゲートを通して遊技球が特定の図柄の組合せが表示されたことにより役物誘

導装置が作動することとなる場合における

当該入球口、ゲート又は図柄の組合せの数

を増加させる装置で、遊技球が誘導増加装

置の組合せが表示されたことにより役物誘

導装置が作動することとなる場合における

当該入球口、ゲート又は図柄の組合せの数

を増加させる装置で、遊技球が誘導増加装

置の組合せが表示されたことにより役物誘

導装置が作動することとなる場合における

当該入球口、ゲート又は図柄の組合せの数

を増加させる装置で、遊技球が誘導増加装

置の組合せが表示されたことにより役物誘

導装置が作動することとなる場合における

当該入球口、ゲート又は図柄の組合せの数

を増加させる装置で、遊技球が誘導増加装

置の組合せが表示されたことにより役物誘

導装置が設けられている入球口をい

う。

メ 「受け皿」とは、入賞により獲得された

遊技メダル等その他遊技盤上の遊技球以外

の遊技メダル等を受けるための装置をい
う。

(5) ジヤンボール遊技機に係る用語の意味

第6条第4号に掲げるジヤンボール遊技機に係
る用語の意味は、(1)に掲げるもののほか、
次のとおりとする。

イ 「自動図柄設定装置」とは、規定数(遊

技機を作動させるため投入をする必要があ
る遊技メダル等の数)をいい。別表第6及び
別表第7において同じ)の遊技メダル等
の投入により図柄表示装置において表示す
る図柄の組合せを自動的に設定する装置を
いう。

ロ 「入賞」とは、遊技メダル等を獲得する
ため必要な図柄の組合せとして特定の図柄
の組合せが表示されることをいう。

ハ 「得点増加装置」とは、入賞により獲得
される遊技メダル等の数を増加させる装置
で、あらかじめ定められた場合に作動する
ものをいう。

二 「開放条件装置」とは、その作動が特別
な条件とされている装置で、入賞に係る図柄
があらかじめ定められたものが表示された場
合に作動するものをいう。

ホ 「特別入球口」とは、遊技球が特定の入
球口に入り、又は特定のゲートを通過した
場合にその入口が開く入球口をいう。

ヘ 「条件連続装置」とは、開放条件装置を
連続して作動させる装置で、開放条件装置
が作動することとなる図柄の組合せのうち
からあらかじめ定められたものが表示され
た場合に作動するものをいう。

ト 「図柄表示装置」とは、入賞に係る図柄
の組合せを表示するための装置をいい。

チ 「受け皿」とは、入賞により獲得された
遊技メダル等その他遊技盤上の遊技球以外
の遊技メダル等を受けるための装置をい
う。

**別表第3 不正な改造その他の変更を防止するた
めの遊技機の構造に係る技術上の規格(第6条関
係)**

(1) 基板に関する規格

(イ) 主基板に関する規格は、次のとおりとす
る。
板面に印刷された配線以外の配線が行
われているものでないこと。

(ロ) 基板の両面に電子部品(副基板に装着
されている発光ダイオードその他の光源
又は図柄を表示するための装置)で当該副
基板の見通しを妨げないものを除く)に
が装着されているものでないこと。

(ハ) 透明なケースで、これを開封すること
によりそのこん跡が残るもの((3)へ
において「主基板ケース」という)に
密封されているものであること。ただし、副
基板については、この限りでない
こと。

(ロ) 基板の両面に電子部品が装着されてい
るものでないこと。

(ハ) 遊技機外の機械又は装置が送信する信
号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さ
ずに受信することができるものでないこ
と。ただし、遊技の用に供されない装置
で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがない
ものであり、記憶された情報(プログラム
を含む)以下この表において同じ)の
内容を変更せずに主基板に装着される
電子部品の検査を行ふのみに供する
ものが送信する信号については、この限
りでないこと。

(ロ) 周辺基板が送信する信号を受信するこ
とができるものでないこと。

(ハ) 遊技機外の機械又は装置に対し、遊技
の結果に影響を及ぼすおそれのある信号
を送信することができるものでないこ
と。

(ロ) 当該外部端子板の型式を特定するため
の番号、記号その他の符号が、板面に印
刷され、容易に識別することができる方
法で表示されているものであること。

(ハ) 遊技球等貸出装置接続端子板に関する規
格は、次のとおりとする。

(イ) 板面に印刷された配線以外の配線が行
われているものでないこと。

(ロ) 両面に電子部品が装着されているもの
でないこと。

(ハ) 遊技機から容易に取り外すことができ
るものであること。

(ト) 次に掲げる事項が、板面に印刷され、
容易に識別することができる方法で表示
されているものであること。

a 遊技機の製造業者又は輸入業者の氏
名又は名称

b 当該主基板の型式を特定するための
番号、記号その他の符号

周辺基板は、その型式を特定するための
番号、記号その他の符号が、板面に印刷さ
れ、容易に識別することができる方法で表
示されているものであること。

(イ) 板面に印刷された配線以外の配線が行
われているものでないこと。

(ロ) 両面に電子部品が装着されているもの
でないこと。

(ハ) 当該中継端子板の型式を特定するため
の番号、記号その他の符号が、板面に印
刷され、容易に識別することができる方
法で表示されているものであること。

(イ) 板面に印刷された配線以外の配線が行
われているものでないこと。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 記憶された情報の内容を出力するこ
とができるものであること。

(ロ) 両面に電子部品が装着されているもの
でないこと。

(ハ) 遊技機から容易に取り外すことができ
るものであること。

(ロ) 周辺基板に装着されるロムに關する規
格は、次のとおりとする。

(イ) 主基板に装着されるロムに關する規
格は、次のとおりとする。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

(ロ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ハ) 制御領域(使用領域)不正な改造その
他の変更を防止するために必要な情報以
外の情報が記憶され、又は記憶されるこ
ととなるロム又はリードライトメモリー
の記憶領域をいう。以下この表において同じ
のうち、データ領域(使用領域)とデータ領域
との記憶領域をいう。以下この表において同じ
以外の記憶領域をいう。以下この表にお
いて同じ)とデータ領域とが区分され
てあるものであること。

ることでできる方法で表示されているも
のであること。

主基板に装着される電子部品に関する規
格は、次のとおりとする。

(イ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ロ) 記憶された情報の内容を出力するこ
とができるものであること。

(イ) 記憶容量が16KBを超えないもので
あること。

(ロ) 両面に電子部品が装着されているもの
でないこと。

二　主基板に装着されるロム及びリードライ
トメモリー(ニに規定するものを除く。)
の総数は、すべての主基板を通じてそれぞ
れ1個を超えるものでないこと。

三　主基板に装着されるロム及びリードライ
トメモリーであつて、貸し出され若しくは
入賞により獲得された遊技メダル等を受け
皿に送出し、又は貸し出され若しくは入賞
により獲得された遊技メダル等の数を示す
信号を遊技球数表示装置若しくは遊技メダ
ル数表示装置に送信するためのものの総数
は、すべての主基板を通じてそれぞれ1個
を超えるものでないこと。

四　主基板(副基板を除く。)は、電子部品
が装着された面を容易に見通すことができ
るよう遊技機内に配置されていること。

(二) 遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、その間、遊技盤上の遊技球の位置を確認し、かつ、調整することができるものであること。

(一) 遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(ロ) 1個の遊技球が入賞口に入賞した場合に、15個を超える数の遊技球を獲得することができるものでないこと。

(ハ) 入賞口への遊技球の入賞によらずに遊技球を獲得することができるものでないこと。

別表第4 ばちんこ遊技機に係る技術上の規格
(第6条関係)

子板を介さずに遊技機外の機械又は装置と遊技機との間の配線と、遊技機内の配線（電源を供給し、又は接地を行うための配線を除く。）とを接続することができる構造を有するものでないこと。

又 外部端子板又は遊技球等貸出装置接続端子板に接続された遊技機外の機械又は装置と遊技機との間の配線は、遊技機から容易に取り外すことができるものであること。

又 作業領域としての用途以外の用途のために使用されるリードライトメモリーその他遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるものを設けないものであること。

(口) 使用領域の容量が512Bを超えないものであること。
ハ イ及びロに掲げるもののほか、主基板に装着される電子部品に関する規格は、次の一とおりとする。

主基板ケースは、開封することなく主基板の両面を見通すことができるものであること。

(イ) 第2種非電動役物の性能に関する規格は、次のとおりとする。

1 の第2種非電動役物に係る最大入賞数は、電動役物が設けられているばらんこ遊技機にあつてはおむね2個を、電動役物が設けられていないばらんこ遊技機にあつてはおむね10個を超えるものでないこと。

(ロ) 全ての第2種非電動役物に係る最大入賞数の合計は、電動役物が設けられているばらんこ遊技機にあつてはおむね4個を、電動役物が設けられていないばらんこ遊技機にあつてはおむね4個とする。

(イ) 第1種非電動役物の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(ロ) 1の第1種非電動役物に係る最大入賞数は、2個を超えるものでないこと。

すべての第1種非電動役物に係る最大入賞数の合計は、電動役物が設けられているばらんこ遊技機にあつては4個を、電動役物が設けられていないばらんこ遊技機にあつては14個を超えるものでないこと。

(八) 時間行った場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の2分の1を超え、かつ、3分の4に満たないものであること。
設定ごとに、遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技球の数のうち役物の作動によるものの割合が7割（役物が連続して作動する場合における当該役物の作動によるものの割合にあつては、6割）を超えるものでないこと。

(本) 設定ごとに、遊技球の試射試験を1時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の3分の1を超え、かつ、2・2倍に満たないものであること。

(二) 設定ごとに、遊技球の試射試験を4時間行つた場合において、獲得する遊技球の総数が発射させた遊技球の総数の5分の2を超え、かつ、1・5倍に満たないものであること。

設定ごとに、遊技球の試射試験を10

(下) 1の普通電動駆動物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率の値が複数定められているばんに遊技機にあつては、その個数は2を超えるものでないこと。この場合において、当該複数の確率の値のうち低いものから高いものへの変動は、役物連続作動装置の作動が終了したときにのみ生じるものであるこ

(二) 1の普通電動役物につき1個を超える普通図柄表示装置を設けないものであること。

(一) 遊技球が特定の入賞口に入賞し、又は特定のゲートを通過した場合以外の場合に作動する普通図柄表示装置を設けないこと。

(二) 普通図柄表示装置は、普通電動役物が作動している間に作動するものでないこ

(八) 普通電動役物の1回の作動により、入賞口の入口が開き、又は拡大する状態（以下この表において「開放等」という。）の時間は、通じて6秒間を超えないあらかじめ定められたものであることし、また、普通電動役物に係る最大入賞数は、おむね10個を超えるものでないこと。

普通電動役物は、大入賞口への遊技球の入賞により作動するものでないこと。

(ハ) ちんこ遊技機にあつてはおむね20個を超えるものでないこと。

(イ) 第2種非電動役物は、大入賞口への遊技球の入賞により作動するものでないと。
普通電動役物及び普通図柄表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 普通電動役物の数は、特別電動役物が設けられているばちんこ遊技機にあつては1個を、特別電動役物が設けられていないばちんこ遊技機にあつては4個を超えるものでないこと。

(リ) るゲート」という。) を通過した時(普通図柄表示装置が作動することとなる場合に限る)から当該普通図柄表示装置の作動が終了する時までの間又は普通図柄表示装置において普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該普通電動役物の作動が終了するまでの間に、4個を超える数の遊技球が図柄に係る入賞口に入賞し、又は図柄に係るゲートを通過した場合において、当該普通図柄表示装置又は普通電動役物の作動が終了した後、当該4個を超える数の遊技球のうち最初の4個の遊技球以外の遊技球の入賞又はゲートの通過により引き続き当該普通図柄表示装置を作動させることができるとおりとする。

(イ) 特別電動役物及び特別図柄表示装置の数はそれぞれ2個を、条件装置の数は1個を超えるものでないこと。

(ロ) 1の特別電動役物は、役物連続作動装置が作動している場合以外の場合においては、次のいずれか1の場合に限り作動するものであること。

(ハ) 遊技球が始動口に入賞した場合

b 特定の図柄の組合せ(条件装置の作動に係るもの)を除く)が表示された場合

(一) 同時に2個の特別電動役物が作動するものでないこと。

(二) 大入賞口を始動口とするものでないこと。

(ホ) 1の特別電動役物の作動によりあらかじめ定められた1の大入賞口以外の入賞口について開放等が生じないものであること。

(ト) 特別電動役物に係る最大入賞数は、おむね 10 個を超えるものでないこと。

(ト) 役物連続作動装置が作動していない場合において、特別電動役物の 1 回の作動による大入賞口の開放等の時間は、通じて 1・8 秒間を超えないあらかじめ定められたものであること。

(チ) 役物連続作動装置が作動している場合において、特別電動役物の 1 回の作動による大入賞口の開放等の時間は、通じて 30 秒間を超えるものでないこと。

(リ) 役物連続作動装置の 1 回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計が N 回、特別電動役物に係る最大入賞数の最大値が R、1 個の遊技球が大入賞口に入賞した場合に獲得する遊技球の数の最大値が S である場合において、作動確率 M につき、次の関係が成立するものであること。

$$M \times N \times R \times S \leq 1$$

(ヌ) 特別電動役物及び条件装置は、役物連続作動装置の作動が終了したときは、その作動を終了するものであること。

(ル) 遊技球が始動口に入賞した場合以外の場合に作動する特別図柄表示装置を設けないものであること。

(ヲ) 特別図柄表示装置は、特別電動役物が作動している間に作動するものでないと。

(ワ) 遊技球が始動口に入賞した時から当該特別図柄表示装置の作動が終了する時までの間、特別図柄表示装置において特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該特別電動役物の作動が終了する時までの間又は条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該条件装置の作動により作動した役物連続作動装置の作動が終了する時までの間に、4 個を超える数の遊技球が始動口に入賞した場合において、当該特別図柄表示装置、特別電動役物又は役物連続作動装置の作動が終了した後、当該 4 個を超える数の遊技球のうち最初の 4 個の遊技球以外の遊技球の

(ト) 入賞により引き続き当該特別図柄表示装置を作動させることができる性能を有するものでないこと。

(カ) 遊技球が始動口に入賞した時から特別図柄表示装置に図柄の組合せが表示されるまでの時間は、あらかじめ定められたものであること。

(ハ) 役物連続作動装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 役物連続作動装置の数は、1個を超えるものでないこと。

(ロ) 特別電動役物以外の役物を作動させるものでないこと。

(ハ) 役物連続作動装置は、次のいずれか1の場合に限り作動するものであること。

a 条件装置が作動した場合

b aの場合において、遊技球が大入賞口以外の特定の入賞口に入賞し、又は特定のゲート（大入賞口内に設けられているゲートを除く。）若しくは大入賞口以外の特定の入賞口内の特定の領域を通過したとき

(二) 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計は、10回を超えるものでないと。

(ホ) 条件装置の作動に係る大入賞口内の特定の領域を通過する遊技球の数は、当該大入賞口に入賞する遊技球の数のおおむね10分の1を超えるものでないこと。

(ヘ) 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数が変動するばらんこ遊技機にあっては、次のように得られる連続して作動する回数の期待値について、ヘ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

ただし

$$\sum_{i=2}^{10} Q_i = 1$$

$$N = \sum_{i=2}^{10} (i \times Q_i)$$

Q_iは、特別電動役物が i 回連続して作動する確率の値

(ト) 設定ごとに作動確率の値が複数定められているるばんこ遊技機にあつては、その個数はそれぞれ 2 を超えるものでないこと。この場合において、次の式により得られる作動確率の期待値について、へりに規定する関係が成立するものであること。

$$M_{\parallel} = (P + 1) / ((P / M_H) + (1 / M_L))$$

M_Hは、作動確率の期待値
M_Lは、作動確率の値のうち低いもの
Pは、作動確率の値が高い場合における役物連続作動装置の作動の開始が連続して生じる回数の期待値

(チ) (ト) に規定するばんこ遊技機については、作動確率の値のうち高いものの低いものに対する比率が 10 倍を超えるものではなく、かつ、当該比率が設定ごとに異なるものでないこと。

(リ) 作動確率の値のうち低いものから高いもののへの変動は、役物連続作動装置の作動が終了したときにのみ生じるものであること。

遊技球数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技者が記録された遊技球の数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。

(ロ) 遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技球の数を減ずることができないものであること。

(ハ) 記録された遊技球の数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。

イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。

(イ) 遊技の公正を害する調整を行うことができないこと。

- (ロ) 役物の作動により開放等が生じた場合における入賞口への遊技球の入賞（大入口への遊技球の入賞を除く。）が著しく容易にならないこと。
- (ハ) 役物が作動した場合に当該役物の作動により開放等が生じた入賞口以外の入賞口への遊技球の入賞が容易にならないこと。
- (二) 第1種非電動役物、第2種非電動役物、普通電動役物及び特別電動役物以外の役物が設けられていないこと。
- (ホ) 特別電動役物の作動によらずに大入賞口の入口の開放等が生じないこと。
- (ヘ) 始動口への遊技球の入賞により特別電動役物以外の役物が作動しないこと。
- (ト) 役物の作動を容易にするため特別の装置（役物又は役物連続作動装置であるものを除く。）が設けられていないこと。
- (チ) 設定の数は、6を超えるものでないこと。
- (イ) 構造に関する規格
- (ロ) 発射装置の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 発射装置の数は、1個であること。
- (ロ) 発射装置は、遊技者が直接操作する場合のほか、遊技球を発射することができない構造を有するものであること。
- (ロ) 遊技球の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技球には、直径11mmの玉を用いること。
- (ロ) 遊技球には、5.4g以上5.7g以下の質量の玉を用いること。
- (ハ) 遊技盤の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (ロ) 遊技盤は、板に入賞口及び遊技くぎ、風車、保留装置その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下この表において「遊技くぎ等」という。）が備えられている構造とすること。
- (ロ) 遊技盤の大きさは、一边が500mmである正方形の枠を超せず、かつ、直径

- (二) 入賞口及びゲートの構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 入賞口の数は、5個以上15個以下であること。
- (ロ) 大入賞口の数は、2個を超えるものでないこと。
- (ハ) 始動口の数は、3個を超えるものでないこと。
- (ロ) 遊技球を入賞させることができない入賞口を有しないものであること。
- (ホ) 役物が作動しない場合における入賞口の入口の大きさは、13mmを超えるものでないこと。
- (ヘ) 第1種非電動役物の作動により拡大した場合における入賞口の入口の大きさは、55mmを超えるものでないこと。
- (ト) 第2種非電動役物の作動により開き、又は拡大した場合における入賞口の入口の大きさは、55mmを超えるものでないこと。
- (チ) 普通電動役物の作動により開き、又は拡大した場合における入賞口の入口の大きさは、55mmを超えるものでないこと。
- (リ) 特別電動役物の作動により開き、又は拡大した場合における大入賞口の入口の大きさは、55mmを超えるものでないこと。
- (ヌ) 遊技球がゲート（入賞口内に設けられているゲートを除く。）を通過したときに役物又は普通図柄表示装置が作動することとなる場合における当該ゲートの大きさは、13mmを超えるものでないこと。
- (ス) 遊技くぎ等の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技くぎ等の配置は、遊技球の落下を著しく不規則にするものでないこと。
- (ロ) 遊技くぎ及び風車は、遊技板におおむね垂直に打ち込まれているものであること。

- (ハ) 保留装置の数は、2個を超えるものでないこと。
- (二) 保留装置は、5個を超える遊技球を保有することができる構造を有するものでないこと。
- (ホ) 保留装置以外の遊技盤上の遊技球を保留することができる装置を設けないものでないこと。
- (ヘ) 遊技板は、遊技機の前面のガラス板又はガラス板と同等の性能を有するその他の板（以下「ガラス板等」という。）と平行であること。
- (ト) 遊技板とガラス板等との距離は、13mmを超え、25mmを超えないものでないこと。
- (チ) 遊技板の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技盤の枠は、遊技盤が容易に動搖しないよう遊技盤を固定する構造のものであること。
- (ロ) 遊技盤の全体の構造の見通しを妨げるものでないこと。
- (ヌ) 遊技盤上の遊技球の位置を確認することができるものであること。
- (ス) 遊技盤上の遊技球の位置を確認することができるものであること。
- (リ) 受け皿の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技者が受け皿に受けた遊技球を自由に取り出すことができる構造を有するものであること。
- (ロ) 遊技者が受け皿に受けた遊技球の数を確認することができる構造を有するものであること。
- (ヌ) 遊技球が受け皿に受けた遊技球を自由に取り出すことができる構造を有するものであること。
- (ス) イからり今までに掲げるもののほか、構造に関する次の基準に適合するものであること。
- (イ) 耐久性を有しない装置を設けないものであること。
- (ロ) 遊技球が入賞口に入賞し、若しくはゲートを通過し、又は図柄の組合せが表示

- (ハ) 保留装置の数は、2個を超えるものでないこと。
- (二) 保留装置は、5個を超える遊技球を保有することができる構造を有するものでないこと。
- (ホ) 保留装置以外の遊技盤上の遊技球を保留することができる装置を設けないものでないこと。
- (ヘ) 遊技板の構造に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技球の材質に関する規格は、次のとおりとする。
- (ロ) 入賞口の材質は、硬質プラスチックその他の材料で遊技球の落下その他の衝撃により破損し、又はその形状が変形するものでないこと。
- (ヌ) 遊技くぎ及び風車の軸の材質は、ビツカース硬度が150HV以上230HV以下の硬度を有する真ちゅう又はこれと同等の硬度を有する金属で容易にさびず、かつ、折れない性質のものでないこと。
- (ス) 遊技くぎ等の材質に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技くぎの材質は、硬質プラスチックその他の材料で遊技球の落下その他の衝撃により破損し、又はその形状が変形するものでないこと。
- (リ) 遊技板の材質に関する規格は、次のとおりとする。
- (イ) 遊技板の材質は、合板材その他の材料で入賞口及び遊技くぎ等を固定することにより破損し、又はその形状が変形するものでないこと。
- (ロ) 遊技板の表面は、滑らかで、均一の材質のものであること。
- (ヌ) 遊技盤の枠の材質は、遊技板と同等以上の硬度と強度を有するものであること。
- (ス) 遊技板の表面は、滑らかで、均一の材質のものであること。
- (ロ) 遊技盤の枠の材質は、ガラスその他の材料で透明であり、かつ、遊技球の落下その

別表第5 回胴式遊技機に係る技術上の規格（第六条関係）

他の衝撃により破損し、又はその形状が変形するものでないこと。トイから今までに掲げるもののほか、遊技機の部品の材質は、温度又は湿度の通常の変

イ) 性能に関する規格

(イ) 規格は、次のとおりとする。

を、遊技球にあつては15個を、それぞれ超えるものでないこと。

(口) 遊技の結果を得るための回胴の回転は、規定の違反（ダーツ等）によって、

は規定数の遊技メタル等の投入をし又は再遊技を行うことができることとな

る回胴の上の図柄（以下この表において「図柄」という。）の組合せが表示された

後において、回胴回転装置を作動させることにより、行われるものであること。

(ハ) 標準数の遊技メダル等の投入をし、又は再遊技を行うことができることとなる

図柄の組合せが表示された時から当該遊技メダル等の投入をし、又は当該図柄の

組合せが表示されることにより行われる遊技の結果が得られる時までの間は、新

道場の経営は、決して簡単なことではない。また、遊技メダル等の投入をすることがで
きないものである。

(二) すべての回胴の回転の方向及び速さは

一定とし、また、その回転の回数は、1分間に80回転を超えるものでないこ

と。ただし、回胴回転装置を作動させた後、すべての回胴の回転の速さが一定と

(ホ) なるまでの間は、この限りでないこと。
回転停止装置は、回胴回転装置を作動

させた後、すべての回胴の回転の速さが一定となるまでの間は作動させることが

できないものであること。

(1) 回胴の回転は回転停止装置を作動させの場合を除き、すべての回胴の回転の

(ト) 速さが一定となつた後、30秒以内に停止するものでないこと。

(以下この表において「停止ボタン等」という。)を操作した後、 190 m/s 以内に停止するものであること。

(リ)(チ)回胴の数は、3個以上とすること。

(ロ)図柄は、回胴回転装置の作動中においても、おおむね識別することができるものであること。

(イ)遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次とのおりとする。

(ハ)1回の入賞により獲得することができると遊技メダル等の数は、遊技メダルにあつては15枚を、遊技球にあつては75個を、それぞれ超えるものでなく、かつ、当該入賞に使用した遊技メダル等の数の15倍を超えるものでないこと。

(カ)規定数ごとに、入賞に係る図柄の組合せと当該入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができる遊技メダル等の数があらかじめ定められているものであること。

(ク)入賞によらずに遊技メダル等を獲得することができるるものでないこと。

(ヘ)入賞に係る条件装置が作動することなく、入賞に係る図柄の組合せが表示されるものでないこと。

(ホ)設定ごと及び規定数ごとに、回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回転停止装置を作動させる試験を400回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の3分の1を超えるか、2. 2倍に満たないものであること。

(ヘ)設定ごと及び規定数ごとに、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとなることとしたシミュレーション試験を400回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の2・2倍に満たないものであること。

(ト) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を1,600回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の2を超えてかつ、1.5倍に満たないものであること。

(チ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を1,600回行つた場合において、獲得するごととなる遊技メダル等の総数が、投入をしたごととなる遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。

(リ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を6,000回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超えてかつ、1.26倍に満たないものであること。

(ヌ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を6,000回行つた場合において、獲得するごととなる遊技メダル等の総数が、投入をしたごととなる遊技メダル等の総数の1.26倍に満たないものであること。

(ル) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を17,500回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の3を超えてかつ、1.15倍に満たないものであること。

(ヲ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を1,500回行つた場合において、獲得するごととなる遊技メダル等の総数が、投入をしたごととなる遊技メダル等の総数の1.15倍に満たないものであること。

(ワ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ホ)に規定する試験を6,000回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の2割(第1種特別役物の作動によるものの割合)あつては、6割を超えるものでないこと。

(カ) 設定ごと及び規定数ごとに、(ヘ)に規定するシミュレーション試験を6,000回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の2割(第1種特別役物の作動によるものの割合)あつては、6割を超えるものでないこと。

(一) 入賞に係る遊技メダル等の数のうち役物の作動によるものの割合が、7割(第1種特別役物の作動によるものの割合にあつては、6割)を超えるものでないこと。

(二) 入賞に係る図柄の組合せの数は、すべての図柄の組合せの数の100分の11をを超え、100分の40を超えないものであること。

(三) 設定ごと及び規定数ごとに、入賞に係る1の条件装置が作動する確率は、あらかじめ定められた値であり、役物が作動している場合を除き、変動するものでないこと。

(四) 入賞に係る条件装置は、再遊技に係る条件装置が作動している場合にあつては、作動するものでないこと。ただし、第2種特別役物が作動している場合については、この限りでないこと。

(五) 再遊技に係る遊技機の性能に関する規格規定数ごとに、1回の遊技の結果として特定の図柄の組合せ(入賞に係る図柄の組合せを除く。)が表示された場合における次回の遊技以外に再遊技を行うことができないものであること。

(六) 再遊技に係る条件装置が作動することなく、再遊技に係る図柄の組合せが表示されるものでないこと。

(七) 再遊技に係る図柄の組合せの数は、すべての図柄の組合せの数の145分の1を超えるものであること。

(八) 設定ごと及び規定数ごとに、再遊技に係る条件装置が作動する確率は、73分の10以上の値のうちからあらかじめ定められたものであり、次に掲げるときを除き、変動するものでないこと。

a 第1種特別役物又は役物連続作動装置の作動に係る条件装置が作動したとき。

b 第1種特別役物又は役物連続作動装置が表示されたとき。

- (c) 第1種特別役物又は役物連続作動装置の作動が終了したとき。

d 第1種特別役物又は役物連続作動装置の作動に係る条件装置、第1種特別役物及び役物連続作動装置が作動していない場合において、特定の図柄の組合せが表示されたとき。

e c又はdのいずれかに掲げるときの後に行われたあらかじめ定められた回数の遊技の結果が得られたとき。

f 設定ごと及び規定数ごとに、再遊技に係る条件装置が作動する確率が変動した場合における当該確率は、あらかじめ定められた値（第1種特別役物及び役物連続作動装置が作動していないときは、73分の1以上の値のうちからあらかじめ定められたもの）であること。

(h) 普通役物の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(i) 規定数ごとに特定の図柄の組合せが表示された場合に作動するもの以外の普通役物を設けないものであること。

(j) 普通役物の作動に係る条件装置が作動することなく、普通役物の作動に係る図柄の組合せが表示されるものでないこと。

(k) 設定ごと及び規定数ごとに、普通役物の作動に係る1の条件装置が作動する確率は、あらかじめ定められた値であり、第1種特別役物若しくは役物連続作動装置の作動に係る条件装置、第1種特別役物又は第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合を除き、変動するものでないこと。

(l) 普通役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数は、すべての図柄の組合せの数の3分の1を超えるものでないこと。

(m) 1の普通役物の作動により入賞に係る条件装置が作動する確率が上昇した場合における当該確率は、あらかじめ定められた1の値であること。

普通役物の作動に係る条件装置は、他の条件装置（入賞及び再遊技に係るもの

- (木) 第1種特別役物の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 規定数ごとに特定の図柄の組合せが表示された場合に作動するもの以外の第1種特別役物を設けないものであること。ただし、第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合にあつては、作動するものでないこと。

(ロ) 第1種特別役物の作動に係る条件装置が作動することなく、第1種特別役物の作動に係る図柄の組合せが表示されるものでないこと。

(ハ) 第1種特別役物が作動することとなるが、設けられている遊技機にあつてはすべての図柄の組合せの数の500分の1を、役物連続作動装置が設けられていない遊技機にあつてはすべての図柄の組合せの数の500分の3を、それぞれ超えるものでないこと。ただし、ト(チ)に掲げる場合は、この限りでないこと。

(二) 設定ごと及び規定数ごとに、第1種特別役物の作動に係る1の条件装置が作動する確率は、あらかじめ定められた値であり、他の第1種特別役物若しくは役物連続作動装置の作動に係る条件装置、他の第1種特別役物又は第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合を除き、変動するものでないこと。

(ホ) 第1種特別役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数は、すべての図柄の組合せの数の3分の1を超えるものでないこと。

(ヘ) 1の第1種特別役物の作動により入賞に係る1の条件装置が作動する確率が上昇した場合における当該確率は、あらかじめ定められた1の値であること。

(ト) 第1種特別役物の作動に係る条件装置は、他の条件装置（入賞及び再遊技に係

(チ) つては、作動するものでないこと。

1 の第1種特別役物は、その作動中に8回を超えない回数のうちからあらかじめ定められた1の回数の入賞があつたとき又は第1種特別役物に係る役物連続作動装置の作動が終了したときのうち早い方のときに、その作動を終了するものであること。

第2種特別役物の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 規定数ごとに特定の図柄の組合せが表示された場合に作動するもの以外の第2種特別役物を設けないものであること。

ただし、第2種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合は、この限りでないこと。

(ロ) 第2種特別役物の作動に係る条件装置が作動することなく、第2種特別役物の作動に係る図柄の組合せが表示されるものでないこと。

(ハ) 設定ごと及び規定数ごとに、第2種特別役物の作動に係る1の条件装置が作動する確率は、あらかじめ定められた値であり、第1種特別役物若しくは役物連続作動装置の作動に係る条件装置、第1種特別役物又は役物連続作動装置が作動している場合を除き、変動するものでないこと。

(二) 第2種特別役物の作動に係る条件装置は、他の条件装置（入賞及び再遊技に係るもの）を除く）、第1種特別役物又は第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合にあつては、作動するものでないこと。

(ホ) 第2種特別役物が作動している場合にあつては、1個以上の回胴は、停止ボタン等を操作した後、7.5ms以内に停止するものであること。

役物連続作動装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 規定数ごとに特定の図柄の組合せが表

- (ロ) 第1種特別役物又は第2種特別役物のいずれか一方に係るもの以外の役物連続作動装置を設けないものであること。

(ハ) 第2種特別役物に係る役物連続作動装置は、(ホ)に規定する遊技機以外の遊技機には設けないものであること。

(二) 役物連続作動装置の作動に係る条件装置が作動することなく、役物連続作動装置の作動に係る図柄の組合せが表示されるものでないこと。

(ホ) 第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、その作動中に獲得される遊技メダル等の数が、遊技メダルにあつては22枚を、遊技球にあつては1,125個を、それぞれ超えない遊技機にあつては、すべての図柄の組合せの数の1,500分の2を超えるものでないこと。

(ヘ) 第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、(ホ)に規定する遊技機以外の遊技機にあつては、すべての図柄の組合せの数の1,500分の1を超えるものでないこと。

(ト) 設定ごと及び規定数ごとに、役物連続作動装置の作動に係る1の条件装置が作動する確率は、あらかじめ定められた値であり、第1種特別役物若しくは他の役物連続作動装置の作動に係る条件装置、第1種特別役物又は他の役物連続作動装置が作動している場合を除き、変動するものでないこと。

(チ) 第1種特別役物に係る役物連続作動装置が作動している場合にあつては、第1種特別役物が作動することとなる図柄の組合せの数は、すべての図柄の組合せの数の500分の10を超えるものでないこと。

(リ) 1の役物連続作動装置の作動により第1種特別役物又は第2種特別役物の作動に係る1の条件装置が作動する確率が上

- (八) 標定数の遊技メダル等の投入をした場合においては、その投入をした時から当該遊技メダル等に係る遊技の結果が得られる時までの間は、新たに遊技メダル等の投入をすることができるものでないと。と。(イ) 遊技球を1個ずつ発射することができるものであること。

(ロ) 電気的動力により作動する発射装置を有する遊技機にあつては、遊技球を連続して発射することができるものでないこと。

(ハ) 1分間に100個を超える遊技球を発射することができるものでないこと。

(二) 遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、その間、遊技盤上の遊技球の位置を確認し、かつ、調整することができるものであること。

(イ) 遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次とのおりとする。

(ロ) 入賞があつた場合に獲得することができるものである。

(ハ) 遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超えて、かつ、3分の4に満たないものであること。

(二) 遊技球の試射試験を4時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の5分の2を超えて、かつ、1.5倍に満たないものであること。

本

- (ホ) 遊技球の試射試験を1時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の1を超えて、かつ、2、2倍に満たないものであること。

(ヘ) 遊技球の試射試験を10時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数のうち役物及び得点増加装置の作動によるものの割合が、7割を超えるものでないこと。

(ト) 4以下の数の図柄の組合せで入賞に係るもののは、6以上であること。

(チ) 4以下の数の図柄の組合せで入賞に係るもののが得られた場合に獲得することができる遊技メダル等の数は、投入をした遊技メダル等の数の3倍を超えるものでないこと。

(ナ) 役物の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 2以上4以下の数の入賞図柄表示装置に係る特定の図柄（以下この表において「入賞図柄」という。）を表示する役物で、遊技球が特定の入球口に入り、又は特定のゲートを通過した場合に作動するもの以外の役物を設けないものであること。

(ロ) 役物の数は、3個（誘導増加装置が設けられている遊技機にあつては、2個）を超えるものでないこと。

(ハ) 役物の作動により表示される入賞図柄の組合せが入賞に係る図柄の組合せに該当することとなる場合にあつては、当該入賞図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の数は、投入をした遊技メダル等の数と同数のものであること。

(ニ) 遊技球を入れ、又はゲートを通過させること（役物が作動することとなる場合に限る。）は、遊技者の技量にかかわらず、容易であり、又は困難であるものでないこと。

役物誘導装置及び誘導図柄表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 1の役物作動口につき1個を超える役物誘導装置を設けないものであること。

六

- (ロ) 役物誘導装置は、その作動中に当該役物誘導装置の作動によりその入口が開き、若しくは拡大した役物作動口に遊技球が入ったとき、又は遊技の結果が3回を超えない回数のうちからあらかじめ定められた1の回数得られたときは、その作動を終了するものであること。

(ハ) 1の役物誘導装置につき1個を超える誘導図柄表示装置を設けないものであること。

(二) 遊技球が特定の入球口に入り、又は特定のゲートを通過した場合以外の場合で作動する誘導図柄表示装置を設けないものであること。

(ホ) 誘導図柄表示装置は、入賞図柄表示装置でないこと。

(ロ) 誘導増加装置は、その作動中に遊技球が誘導増加装置作動領域を通過したとき、又は遊技の結果が1回を超えない回数のうちからあらかじめ定められた1の回数得られたときは、その作動を終了すること。

(ハ) 誘導増加装置作動領域を通過する遊技球の数は、特定入球口に入球する遊技球の数のおおむね3分の1を超えるものでないこと。

(イ) 得点増加装置の性能に関する規格は、次のことおりとする。

(ロ) 入賞により獲得することができる遊技メダル等の数を(ロ)に規定する得点増加装置以外の得点増加装置の作動により増加する場合における当該増加に係る遊技メダル等の数は、投入をした遊技メダル等の数と同数であること。

(ハ) 入賞により獲得することができる遊技メダル等の数を(ロ)に規定する得点増加装置の数は、1個を超えるものでないこと。

- (二) 遊技球を入球口に入れ、又はゲートを通過させること（得点増加装置が作動することとなる場合に限る。）は、遊技者の技量にかかわらず、容易であり、又は困難であるものでないこと。

貯留装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 記録することができる遊技メダルの数は、50枚を超えるものでないこと。

(ロ) 記録された遊技メダルの数を表示するものであること。

(ハ) 遊技者が記録された数の遊技メダルを自由に取り出すことができる性能を有するものであること。

遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。

(ロ) 遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができないものであること。

(ハ) 記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであることを。

イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。

(イ) 遊技の公正を害する調整を行うことができないこと。

(ロ) 入球口への入球によらずに入賞図柄を表示しないこと。

(ハ) 発射されたすべての遊技球は、遊技盤上に設けられた入球口に入る。また、すべての入球口（役物作動口を除く。）につき、1の入球口への入球は、当該入球口に対応する1の入賞図柄を表示すること。

(二) 入賞図柄表示装置は、いずれの入球口（役物作動口を除く。）への入球によっても表示することができない図柄を有しないこと。

- (b) 役物誘導装置及び誘導増加装置以外の役物の作動を容易にするための特別の装置が設けられていないこと。

(c) 得点増加装置以外の入賞により獲得される遊技メダル等の数を増加させる装置が設けられていないこと。

(d) 得点増加装置の作動を容易にするための特別の装置が設けられていないこと。

(e) すべての遊技は、同一の条件の下で開始されること。ただし、次に掲げる遊技については、この限りでないこと。

a 役物誘導装置が設けられている遊技機につき、1回の遊技中に当該役物誘導装置が作動した場合であつて当該遊技中に当該役物誘導装置がその作動を終了しなかつた場合における次回以後の遊技で、当該役物誘導装置がその作動を終了する時までの間行われるもの

b 誘導増加装置が設けられている遊技機につき、1回の遊技中に当該誘導増加装置が作動した場合であつて当該遊技中に当該誘導増加装置がその作動を終了しなかつた場合における次回以後の遊技で、当該誘導増加装置がその作動を終了する時までの間行われるもの

c 得点増加装置が設けられている遊技機につき、1回の遊技中に当該得点増加装置が作動した場合であつて当該遊技中に入賞が得られなかつた場合における次回以後の遊技で、入賞が得られる時までの間行われるもの

(f) 発射装置の構造に関する規格

(g) 発射装置の構造に関する規格は、次のとおりとする。

(i) 遊技球には、直径11mmの玉を用いること。

(j) 遊技球には、5・4g以上5・7g以下の質量の玉を用いること。

三 八

- (イ) 遊技盤は、板に入球口及び遊技くぎ、風車その他の遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置（以下この表及び次表において「遊技くぎ等」という。）が備えられている構造とすること。

(ロ) 遊技盤の大きさは、一辺が 500 mm である正方形の枠を超えず、かつ、直径が 300 mm である半円を含むことができるものであること。

(ハ) 入球口及びゲートの構造に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 入球口に入球があった場合に表示されることとなる入賞図柄と当該入球口との対応関係が明確に表示されているものであること。

(ロ) 役物作動口以外の入球口の数は、入賞図柄の数に満たないものでないこと。

(ハ) 特定入球口の数は、1 個を超えるものでないこと。

(二) 遊技球を入れることができない入球口を有しないものであること。

(ホ) 入球口の入口の大きさは、13 mm

(ヘ) (役物誘導装置の作動により開き、又は拡大した場合における役物作動口の入口にあつては、90 mm) を超えるものでないこと。

(イ) 遊技球がゲート（入球口内に設けられているゲートを除く。）を通過したときには役物、役物誘導装置、誘導図柄表示装置又は得点増加装置が作動することとなる場合における当該ゲートの大きさは、13 mm を超えるものでないこと。

(ロ) 遊技くぎ及び風車は、遊技板におおむね垂直に打ち込まれているものであること。

(ハ) 遊技盤上の遊技球を保留することができる装置を設けないものであること。

- (イ) 遊技板の構造に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技板は、ガラス板等と平行であること。

(ロ) 遊技板とガラス板等との距離は、13mmを超えて、25mmを超えないものであること。

(ハ) 凹凸がないこと。

(ロ) 入賞図柄表示装置の構造に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 入賞図柄表示装置により表示される図柄の数は、16であること。

(ロ) 入賞図柄表示装置により表示される図柄は、鮮明であり、かつ、遊技者に識別しやすいものであること。

(イ) 遊技盤の構造に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技盤の全体の構造の見通しを妨げるものでないこと。

(ロ) 遊技盤上の遊技球の位置を確認することができるものであること。

(ハ) 凹凸がないこと。

(ヌ) 受け皿の構造に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技者が受け皿に受けた遊技メダル等を自由に取り出すことができる構造をするものであること。

(ロ) 遊技者が受け皿に受けた遊技メダル等の数をおおむね確認することができる構造を有するものであること。

(ル) 耐久性を有しない装置を設けないものであること。

(コ) 材質に関する規格

(イ) 遊技球の材質に関する規格は、次のとおりとする。

(ロ) 入球口の材質は、硬質プラスチックその他の材料で遊技球の落下その他の衝撃によ

(別)
（第

- ハ
り破損し、又はその形状が変形するものでないこと。

(イ) 遊技くぎ等の材質に関する規格は、次のとおりとする。

（ロ）遊技くぎ及び風車の軸の材質は、ピッカース硬度が 150 H_v 以上 230 H_v 以下である硬度を有する真ちゆう又はこれと同等の硬度を有する金属で容易にさびず、かつ、折れない性質のものであること。

(ロ) 遊技くぎ等（遊技くぎ及び風車の軸を除く。）の材質は、硬質プラスチックその他の材料で遊技球の落下その他の衝撃により破損し、又はその形状が変形するものでないこと。

二 遊技板の材質に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技板の材質は、合板材その他の材料で入球口及び遊技くぎ等を固定することができ、かつ、容易に曲がらない程度の硬度と強度を有するものであること。

(ロ) 遊技板の表面は、滑らかで、均一の材質のことである。

ホ 遊技盤の材質は、遊技板と同等以上の硬度と強度を有するものであること。

ヘ ガラス板等の材質は、ガラスその他の材料で透明であり、かつ、遊技球の落下その他衝撃により破損し、又はその形状が変形するものでないこと。

ト イから今までに掲げるもののほか、遊技機の部品の材質は、温度又は湿度の通常の変化により変質し、又はその形状が変形するものでないこと。

表第7 ジヤン球遊技機に係る技術上の規格
(1) 性能に関する規格
イ 遊技機を作動させるための遊技メダル等の投入に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 規定期数は、1回の遊技につき、遊技メダルにあつては3枚であり、遊技球にあつては15個であること。

(ロ) 規定期数の遊技メダル等の投入ごとに、自動図柄設定装置を有する遊技機にあつては15個を超えない数の遊技球を、自

- (八) 規定期数の遊技メダル等の投入をした場合においては、その投入をした時から当該遊技メダル等に係る遊技の結果が得られる時までの間は、新たに遊技メダル等の投入をすることができるものでないこと。

(九) 発射装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技球を1個ずつ発射することができるるものであること。

(ロ) 電気的動力により作動する発射装置を有する遊技機にあつては、遊技球を連続して発射することができるものでないこと。

(ハ) 1分間に100個を超える遊技球を発射することができるものでないこと。

(一) 遊技球の試射試験を10時間以上行った場合において、その間、遊技盤上の遊技球の位置を確認し、かつ、調整することができるものであること。

(二) 遊技球の試射試験を10時間以上行った場合において、(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる性能が不変であるものであること。

(ホ) 遊技球の試射試験を10時間以上行つた場合において、遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 入賞があつた場合に獲得することができる遊技メダル等の数は、投入をした遊技メダル等の数の15倍（役物又は得点増加装置が設けられている遊技機に係る入賞にあつては、10倍）を超えるものでないこと。

(ロ) 入賞によらずに遊技メダル等を獲得することができるものでないこと。

(八) 遊技球の試射試験を10時間以上行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超えて、かつ、3分の4に満たないものであること。

(二) 遊技球の試射試験を10時間以上行つた場合において、獲得する遊技メダル等

亦二

- (ホ) 入賞に係る図柄の組合せの種類の数は、10を超えて30を超えないものである。

(ヘ) 入賞に係る図柄の組合せの種類ごとに当該組合せの種類に対応して獲得することができるることとされる遊技メダル等の数を合計した場合において、その合計数が規定数の50倍を超えて、150倍を超えないものであること。

自動図柄設定装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 自動図柄設定装置が設定する図柄の数は、14であること。

(ロ) 自動図柄設定装置による図柄の設定は、無作為に行われるものであること。

役物及び開放条件装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技者が任意に選択する1の図柄を表示する役物で、遊技球が特別入球口に入つた場合に作動するもの以外の役物を設けないものであること。

(ロ) 特別入球口に遊技球を入れることは、遊技者の技量にかかわらず、容易であり、又は困難であるものでないこと。

(ハ) 特別入球口の入口の開放(特別入球口の入口が開くことをいう。以下この表において同じ。)は、遊技の結果が得られたとき、又は5個を超えない数のうちからあらかじめ定められた1の数の遊技球が入つたときに終了するものであること。

(一) 1回の遊技において特別入球口の入口の開放が得られる回数は、1回を超えるものでないこと。

(ホ) 開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、入賞に係る図柄の組合せの数の3分の1を超えるものでないこと。

(ヘ) 開放条件装置は、その作動中に遊技の結果が得られたときは、その作動を終了するものであること。

千

- (ト) 開放条件装置は、役物の作動により表示された図柄が含まれる図柄の組合せが表示されたことにより作動するものでないこと。条件連続装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数の3分の1を超えるものでないこと。条件連続装置の1回の作動により開放条件装置が連続して作動する回数は、4回を超えるものでないこと。

(ロ) 条件連続装置は、その作動中における1回の遊技の終了時に入賞に係る図柄の組合せが表示されなかつたときは、その作動を終了するものであること。

(ハ) 条件連続装置は、役物の作動により表示された図柄が含まれる図柄の組合せが表示されたことにより作動するものでないこと。

(二) 得点増加装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 得点増加装置の数は、3個を超えるものでないこと。

(ロ) 遊技球を入球口に入れ、又はゲートを通過させること（得点増加装置が作動することとなる場合に限る。）は、遊技者の技能にかかわらず、容易であり、又は困難であるものでないこと。

(ハ) 貯留装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 記録することができる遊技メダルの数は、50枚を超えるものでないこと。

(ロ) 記録された遊技メダルの数を表示するものであること。

(ハ) 遊技者が記録された数の遊技メダルを自由に取り出すことができる性能を有するものであること。

遊技メダル表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ) 遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。

(2)

- (ロ) 録された遊技メダルの数を減ずることができないものであること。

(ハ) 記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。

(イ) 遊技の公正を害する調整を行うことができないこと。

(ロ) 入球口への入球によらずに図柄を表示しないこと。

(ハ) 発射されたすべての遊技球は、遊技盤上に設けられた入球口に入る。また、すべての入球口（特別入球口を除く。）につき、1の入球口への入球は、当該入球口に対応する1の図柄を表示すること。

(二) 図柄表示装置は、いずれの入球口（特別入球口を除く。）への入球によつても表示することができない図柄を有しないこと。

(ホ) 条件連続装置以外の役物の作動を容易にするための特別の装置が設けられていないこと。

(ヘ) 得点増加装置以外の入賞により獲得される遊技メダル等の数を増加させる装置が設けられていないこと。

(ト) 得点増加装置の作動を容易にするための特別の装置が設けられていないこと。

(チ) すべての遊技は、同一の条件の下で開始されること。ただし、条件連続装置が設けられている遊技機につき、1回の遊技中に当該条件連続装置が作動した場合であつて当該遊技中に当該条件連続装置がその作動を終了しなかつた場合における次回以後の遊技で、当該条件連続装置がその作動を終了する時までの間行われるものについては、この限りでないこと。

メ 構造に関する規格

